

令和6年度第10回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和7年1月22日(水) 午前9時

場 所 鹿児島県農業共済組合大崎出張所 2階会議室

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員, 2番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員,
5番 ○○委員, 6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員
9番 ○○委員, 10番 ○○委員, 11番 ○○委員

【推進委員】

1番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員, 7番 ○○委員
8番 ○○委員, 9番 ○○委員, 10番 ○○委員, 11番 ○○委員
12番 ○○委員

計 20 名

事務局 ○○○○, ○○○○, ○○○○, ○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

12/25(水) 大崎町総合計画策定審議会

1/10(金) 1月定例常設審議委員会(鹿児島市)

開 議 第1. 会議録署名委員の指名(7番 ○○○○委員, 8番 ○○○○委員)

第2. 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3. 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4. 議案第58号 農用地利用集積計画の決定について

第5. 議案第59号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
その他

(町長から新年のあいさつ)

開 議

事務局長 ただ今から令和6年度第10回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。会長からあいさつと経過報告を申し上げます。

会 長 謹んで新年のお慶びを申し上げます。と申しまして残りわずかで2月を迎えます。昨年は全国農業新聞の推進・農業者年金の推進とご協力をいただきました。年が明け鹿児島県農業会議から全国農業新聞は新規購読普及の部で、大崎町農業委員会が県で1位との嬉しい知らせがありました。委員・最適化推進委員の皆様のご協力に感謝いたします。因みに2位との差は1部でございました。また農業者年金の推進でも目標を達成できる見込みであります。本年3月に「地域計画」の策定期限を迎えますが、この地域計画を確実に実現させていくためには、鹿児島の「農地貸したい・借りたい」総点検 一期一会のアンケート調査が大変重要であります。農業・農村の進行と発展には、多くの課題が待ち受けておりますが、今後とも皆様と共にご協力を仰ぎながら、努力して参りたいと考えております。よろしくお願

たします。それでは経過報告をいたします。12月25日 大崎町総合計画策定審議会、1月10日 1月定例常設審議委員会（鹿児島市）以上の会に出席してまいりました。それでは会議に入ります。まず会議録署名委員の指名を行います。7番〇〇〇〇委員、8番〇〇〇〇委員をお願いいたします。本日は、議案第56号から議案第59号までを議題といたします。開けていただきまして、1ページ総会審議内訳表です。許可区分・申請件数のみ読み上げます。3条7件、5条2件、経営基盤強化促進法による利用権の設定19件、経営基盤強化促進法による所有権の移転1件、農地バンク法による農地中間管理権の設定25件、合計54件を議題といたします。2ページ、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。3ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号1番について調査結果を報告をいたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんで認定農業者ではございません。主な経営作物は、お茶と水稻でございます。申請地は、永吉字休兵衛堀〇〇〇〇 畑 外9筆 19,269㎡です。申請理由は、親子間の贈与です。現在も一緒に耕作を行っており、経営を受け人へ継承することです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、父、母の3名でございます。農作業技術力は、農作業歴15年とあります。機械保有は、トラクター1台、耕運機1台、2tトラック1台、乗用摘採機2台と十分でございます。通作距離は、自宅から全ての農地が2.5km圏内にあり、車で約5～6分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号1番について、何かご質問はありませんか。はい、〇〇委員。

〇〇委員 後にも出てくるんですが、審議番号が1番と5番と6番と7番。譲渡人と譲受人の経営面積が一緒なんですけど、これは譲り受けてない時点での面積なのか、譲渡人と譲受人の面積が4議案全て同じ数字なんですけど、教えていただければ。

議 長 はい、事務局説明をお願いします。

〇〇主査 ご指摘のあった審議番号に関しては、親子間、親族間（おばあ様お孫さん）という関係で、受け人の実際の所有面積はなかったんですが、今一緒にされているということで親子経営という形で同じ面積を記入してあります。同一経営ということで同じ面積を計上させていただいております。なので今回の申請地の面積も経営面積に含んでおります。

議 長 よろしいでしょうか。

〇〇委員 事務局が良いのであればいいんですが、あり得るのかなと。

〇〇〇〇 ずっと一緒に仕事はされているということで、ただ今回継承ということで、以前も親子間で一緒にされているということであれば、世帯は別でも同じ経営面積で上げさせていただいているところであります。

〇〇委員 住所が違うんですね。

〇〇〇〇 そうですね。住所は違ってもそこに行って同じように経営しているということであれば、今までもこのような形で計上させていただいております。

〇〇委員 はい。分かりました。

議長 なしということであります。それでは、審議番号3番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号3番については、許可といたします。審議番号4番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 審議番号4番について、調査報告をいたします。まずは、申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稻、牧草、甘藷です。申請地は、菱田字城元〇〇〇〇 田 外2筆 3,234 m²です。申請理由は、譲渡人の労力不足により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、父の2名です。農作業技術力は、農作業歴20年とあります。機械保有は、トラクター3台、コンバイン1台、トラック3台、米乾燥機2台と十分です。通作距離は、自宅から3km、車で5分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については、協力しますとのことでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上のことから、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号4番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、審議番号4番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号4番につきましては、許可といたします。4ページ、審議番号5番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 審議番号5番について、調査結果を報告します。まずは、申請人についてです。渡し人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、甘藷です。申請地は、野方字尾ノ迫〇〇〇〇 畑 外3筆 3,911 m²です。申請理由は、親子間の贈与で、今までも父親と一緒に農作業に従事していたとのこと。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、妻、父、母の4名です。農作業技術力は、農作業歴15年とあります。機械保有は、トラクター1台、軽トラック1台、草刈り機1台、モア1台で父親と共有して使用しているとのこと。通作距離は、自宅から4km圏内で、車で約10分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については、協力しますとのことでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号5番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。審議番号5番について、許可してもよいと思われる

方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号5番については、許可といたします。審議番号6番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 審議番号6番について、調査結果を報告します。まずは、申請人についてです。渡し人は、〇〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇市の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、甘藷です。申請地は、神領字牛ケ迫〇〇〇〇 畑 外4筆 5,799 m²です。申請理由は、親族間の贈与です。祖母と孫の関係にあります。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、祖母の2名です。農作業技術力は、農作業歴1年とあります。機械保有は、トラクター、芋堀機等必要な時に祖母所有の機械を借りているとのことです。通作距離は、自宅から5km、車で10分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については、協力しますとのことでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号6番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。審議番号6番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号6番については、許可といたします。審議番号7番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号7番について、調査結果を報告します。まずは、申請人についてです。渡し人は、〇〇〇町の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇〇町の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、甘藷、露地野菜です。申請地は、永吉字孫木屋堀〇〇〇〇 畑 外1筆 4,573 m²です。申請理由は、親子間の贈与で、現在も一緒に農作業に従事しているとのことでした。次に調査内容についてご報告します。1号、全部効率利用要件です。農作業従事者は、本人、父の2名です。農作業技術力は、農作業歴5年とあります。機械保有は、軽トラック1台です。その他トラクター等必要な農機具については、近所の方から借りているとのことでした。通作距離は、自宅から2km、車で8分です。4号、農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号、地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については、協力しますとのことでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号7番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。審議番号7番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号7番については、許可といたします。5ページ、「議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。6ページ、審議番号1番、審議番号2番につきましては、譲受人が同一のため、一括して審議いたします。審議番号1番、審議番号2番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 まず説明の前に資料1の2に位置図がついていると思いますが、続けて説明いたします。場所は野方の街から北へ約3～4km位入ったところの〇〇〇集落内にあります。審議番号1番と2番は、距離にして約200m位離れたところでございます。それでは説明いたします。第5条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。譲受人は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町野方字松尾〇〇〇〇 畑 1筆 2,276㎡で、場所は現地調査資料の1の1から5をご覧ください。申請目的は、太陽光発電施設となっております。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第2種農地のその他と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は、浸透枡を2カ所設置して処理するということでございます。土砂の流出防止対策としまして、隣地の畑との境に20cm位の高さの土手を作って土砂流出を防ぐということで問題はありません。日照、通風ですが、1～3mの緩衝地を設けるので問題ありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みとのことでした。通路は、町道から少し入ったところなのですが、道路に面しているため問題はありません。資力は、資金証明書等で確認済みでございます。信用は、問題なしということでございます。続いて審議番号2番について報告いたします。譲受人は、同じく〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございます。譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町野方字松尾〇〇〇〇 畑 1筆 1,330㎡で、場所は現地調査資料の2の1から4をご覧ください。申請目的は、太陽光発電施設です。それでは許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第2種農地のその他と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は、町道に側溝がありますので、その側溝へ放流ということになります。土砂の流出防止対策としまして隣地の畑との境に土手をつくり、そこに側溝もつくって一段高い畑からの雨水も併せて排水するということで問題はありません。日照、通風ですが、1～3mの緩衝地を設けるので問題ありません。隣接地への説明でございますけれど、説明済みとの事でした。通路は、道路に面しているため問題はありません。資力は、資金証明書等で確認済みです。信用は、問題なしということで、審議番号1番、2番につきまして、以上のことから特段の問題はないと判断し、調査員一同許可相当と判断にいたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号1番、審議番号2番につきまして、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、審議番号1番、審議番号2番につきまして、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号1番、審議番号2番については、許可といたします。7ページ、「議案第58号 農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。8ページ農用地利用集積計画総括表（利用権の設定）でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 それでは、議案第 58 号 農用地利用集積計画の決定について、8 ページ、利用権設定の総括表です。始期は令和 7 年 2 月 1 日。期間が 3 年・5 年・10 年です。利用権設定の面積は、田が 10,100 m²、畑が 56,191 m² 計 66,291 m² 内再設定が 34,668 m²です。利用権を設定する者 18 名、受ける者 14 名、更新分は設定する者 6 名、受けるもの 6 名。以上、計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条の基準を満たしておりますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 9 ページ、10 ページ、審議番号 1 番から審議番号 8 番を除いて、審議番号 7 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号 1 番から審議番号 8 番を除いて、審議番号 7 番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号 1 番から審議番号 8 番を除いて、審議番号 7 番までは、許可といたします。11 ページ、12 ページ、審議番号 9 番から審議番号 17 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、審議番号 9 番から審議番号 17 番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号 9 番から審議番号 17 番までは、許可といたします。10 ページにお戻りください。審議番号 8 番と 13 ページ、審議番号 18 番、審議番号 19 番は、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議 長 10 ページ、審議番号 8 番、13 ページ、審議番号 18 番、審議番号 19 番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、10 ページ、審議番号 8 番、13 ページ、審議番号 18 番、審議番号 19 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号 8 番、審議番号 18 番、審議番号 19 番については、許可といたします。

(〇〇委員入室)

議 長 14 ページ、農用地利用集積計画総括表（所有権移転）でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 所有権移転でございますが、14 ページが総括表です。15 ページ、審議番号 1 番は、〇〇委員、〇〇委員立合いのもと、12 月 20 日にあっせん会を開いております。以上、計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条の基準を満たしておりますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 15 ページ、審議番号 1 番につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号 1 番について、許可してもよいと思われる

方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって審議番号 1 番については、許可といたします。16 ページ、「議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画 (案) に係る意見について」を議題といたします。17 ページ、農用地利用集積等促進計画 (案) 総括表 (農地中間管理権の設定) でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画 (案) に係る意見について、17 ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和 7 年 3 月 31 日。期間は 10 年 終期は令和 17 年 3 月 30 日です。中間管理権の設定面積は、田が 19,264 m²、畑が 56,602 m²、計 75,866 m²でございます。18 ページから 20 ページが内訳です。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長 18 ページ、連番 1 番から連番 21 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。連番 1 番から連番 21 番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって連番 1 番から連番 21 番までは、許可といたします。19 ページ、20 ページ、連番 22 番から連番 40 番を除き、連番 48 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。連番 22 番から連番 40 番を除き、連番 48 番までを許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって連番 22 番から連番 40 番を除き、連番 48 番までは、許可といたします。19 ページにお戻りください。連番 40 番については、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。
(〇〇委員退室)

議長 連番 40 番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。
議長 なしということであります。連番 40 番を許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)
議長 挙手多数。よって連番 40 番は、許可といたします。
(〇〇委員入室)

議長 最後のページになります。休会中の報告 (あっせん関係) でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 休会中の報告についてです。すみません訂正をお願いします。休会中の報告 4 番の「あっせん状況」の欄で、「11 月 20 日、1 月総会分」のところを「12 月 20 日」に修正をお願いします。それでは、休会中の報告につきまして、2 番の假宿字大橋 〇〇〇〇、永吉字大迫 〇〇〇〇は、取り下げ予定です。4 番は、先ほど承認された分でございます。5 番は、買い手が見つかりそうだということで、先日取り下げられました。7 番は、〇〇〇〇が、先日中間管理権で申し込まれました。8 番は、〇

〇〇〇と1月16日にあっせん会を開催しております。空いているのが、1番、2番の野方4筆、3番、6番でございます。

議 長 はい。それでは1番を〇〇委員、あっせん状況の報告をお願いします。

〇〇委員 はい。1番、〇〇さんのところの畑なんですけど、今まで4名程あっせんいたしましたけれど、ちょっと圃場への入り口で機械の出入りが難しいことがあり、中々話がまとまりません。今月も一人ご案内したんですけど、やはり同じような感じで承諾まで至っておりません。また引き続き相談していきたいと思っております。

議 長 2番、〇〇委員あっせん状況の報告をお願いします。

〇〇委員 先月も報告したんですけど、もう5年くらい一切手がかかっておりません。もう荒れております。中々紹介するにも難しい。1件は行ってお話ししたんですけど乗り気がないような感じです。大きな畑は、入り口もないような状況なので、中々紹介しづらい案件です。以上です。

議 長 3番、〇〇委員、あっせん状況の報告をお願いします。

〇〇委員 近くで作れそうな人には、声をかけてみたんですけど、断られている状況です。畑も狭かったりするので…。もう少し作る人を探してみます。

議 長 6番、〇〇委員、あっせん状況の報告をお願いします。

〇〇委員 はい、近隣の購入できそうな方に当たったんですけど、あっせんする畑が他のところより一段高くなっていて、地形的に非常に難しい状況です。また事務局の支援をいただいて他を探してみます。

議 長 皆様、中々厳しい状況ではありますが、引き続きよろしく願いいたします。その他、ご意見ご質問はありませんか。はい、〇〇委員。

〇〇委員 このあっせんは、期限はいつまでですか。

〇〇〇〇 一応、内々ではあるんですけど、別に規定があるわけではないのですが、3～6カ月の間ということで回ってくださいとお願いしているところでございます。その後にしましては、難しい旨をお伝えし、取り下げの手続きをされれば取り下げになります。

〇〇委員 このあっせん事業はいつまでですか。

〇〇〇〇 今、現在のあっせん事業は本年度までということになります。3月までです。

〇〇委員 受け付ける期限はいつまでですか。

事務局長 分かりづらいところなので、後もって説明する予定でしたが、今皆さんにあっせん委員の指名がなされ、売り手、買い手の調整をいただいた後「あっせん会」を開き、あっせんがまとまったら農業経営基盤強化促進法の所有権移転で審議され、承認されたら嘱託登記として事務局で登記までするという一連の流れで進めております。ただこの嘱託登記は、農業経営基盤強化促進法に基づき行っています。しかしながら農業経営基盤強化促進法による農地の権利移動ができるのが3月までとなっており、その後はバンク法に切り替わることになります。農家の方が農業委員会にあっせんを依頼するのは、登記まで農業委員会が嘱託登記でしてくれるというメリットが大きく、他にも税制上の優遇もありますが、一番のメリットは登記費用の軽減と思われます。3月の総会に農業経営基盤強化促進法に基づき決定し公告した分までは、嘱託登記ができます。それ以降は、ご自分で登記をすることになるので費用負担がかかってくることになります。それから逆算していくと休会中の報告のあっせんがまとまれば、3月の総会に間に合うので、嘱託登記ができます。まとまらなかったら嘱託登記ができなくなるので、事務局からその旨所有者へ連絡を

する。その後、農業委員の皆様が買い手を見つけても3月末までに公告ができなければ、ご自分で権利移動をしていただくことになることを案内していくことになります。委員の皆様におかれましては、今後も引き続き買い手を探していただき、3月末に間に合えば嘱託登記、間に合わないときは、話をまとめるところまでは間に入っていただき、登記等をご自分でしていただくことになるということを、ご理解いただければと思います。

〇〇委員 2月の総会ぐらいまでにまとまらなければ、あっせん事業（登記まで）には乗らないという考えですね。それ以降は自分で登記をしないといけないという事をあっせん委員の方々は理解して動かないといけないということを私は言いたかったです。4月以降は、以前までのあっせん事業がなくなって、中間管理事業に移転するんですね。

事務局長 はい。概ねご理解のとおりですが、あっせんという相手を見つけていく行為については、引き続き続いていきます。なので、費用負担はあるが、相手を見つけてほしいという要望については、今までとおり委員の皆様方に担っていただくことになります。

〇〇委員 経営基盤強化促進法に乗っ取らないあっせんですね。

事務局長 かなり以前から農地移動適正化あっせん事業があって、農業経営基盤強化促進法ができてからはあまり使われず、農業経営基盤強化促進法に基づきあっせん事業をやってきました。今回、農業経営基盤強化促進法の改正で権利移動が出来なくなった時に、あっせん事業が全部なくなるかというのと以前の農地移動適正化あっせん事業が残りますので、嘱託登記はなくなりますが税制上の優遇措置は受けられるということになります。なのであっせん事業としては今後残る、ただ嘱託登記はなくなるという事でご理解ください。

〇〇委員 売り手の税の控除は、なくなるんでしょう。

事務局長 前の農地移動適正化あっせん事業で残ります。事業による所有権移転については証明書を農業委員会が発行することで、税の控除を受けられます。

〇〇委員 4月以降も税の優遇は受けられるということですね。

事務局長 はい。

〇〇委員 登記だけが、できないということですね。

事務局長 そうですね。農業委員会で嘱託登記はしないことになります。

〇〇委員 この前の資料では、農業経営基盤強化促進法から中間管理事業へ移りますよという資料だったんですが、土地の売買や貸し借りは、中間管理事業でやっていくということだった。

事務局長 説明足らずですみません。中間管理事業でも売買ができる制度はあります。そちらの方は、条件がいろいろあって、1haの連反化しないといけないというようなものがあるが、公社が地主さんから買って、それをすぐ買い手に公社が売するという事業もございます。それと以前からある農地移動適正化あっせん事業という税制上の優遇がある事業と見極めながら取り組んでいきます。条件が合えば中間管理事業の売買事業で行い、合わなければ農地移動適正化あっせん事業という2段階ですすんでいくというようなご理解をしていただければと思います。

〇〇委員 はい、わかりました。よって、あっせんの中身が変わっていくことを農業委員、推進委員、申請される方が分かるような仕組みを作っていかないと、現在嘱託登記で5,000円位で済みますので、これからは自己負担になりますよという仕組みを皆

さんが共有しておかないといけないのかなと思います。以上です。

事務局長 ありがとうございます。まさにおっしゃる通りです。現在、過渡期で近隣の自治体がどのような手続きで取り組んでいくのか事務手続き上どうなっていくのかを確認し、事務局の方でも整理をして、委員の皆様に分かりやすいフローチャートの様な形でお示しできたらと思っていますので、もう暫くお待ちいただければと思います。

議 長 よろしいでしょうか。はい、〇〇委員。

〇〇委員 これに関連して、我々はアンケートを取るときに、売りたいですと言われたら、1月まで「あっせんを掛けてください」「優遇策がありますよ」と宣伝をしているんですよ。今、〇〇さんのおかげで、これはそんな事を言ったらいけないよなというのが分かったわけですよ。もう少し早く教えて貰っておけば良かったかなと思いました。よろしくお願いします。

事務局長 出し手の方から売りたいという希望がありましたら、事務局にあっせん申出書という書類がありますので、それを出していただきたいと思います。その際、嘱託登記があるということと言わないようにしていただければと思います。ただあっせん自体は、あっせん委員の指名をしながら皆様方に活動していただくというご理解でいただければと思います。また総会の議題としてあっせん委員の指名をするかは、近隣自治体の動きを見極めながら整理していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

議 長 よろしいでしょうか。他にご質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 以上をもちまして、令和6年度第10回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。

議 長

7 番委員

8 番委員